

「量の見込み」に関する調査状況について

平成 26 年 5 月 22 日

鹿児島県民生活局青少年男女共同参画課

1 <「量の見込み」の調査について>

各市町村が国の示した「調査票のイメージ」及び「ワークシート」を活用し、国の手引きに従い算出する。

※ 国の手引きに従い算出された「量の見込み」を元に、今後、各市町村が子ども・子育て会議による議論などを踏まえて検討し、改めて算出する。

2 <市町村調査状況>

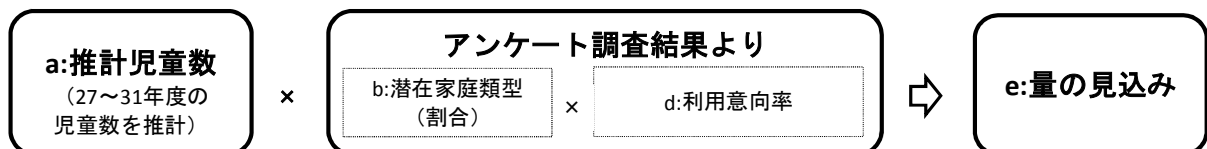
	アンケート 実施済	実施方法	
		委託	委託しない
市町村数	43	34	9
合計	43	43	

3 <ワークシートの考え方>

ア 利用希望の把握方法の基本的な考え方

- ① 対象年齢 就学前の子ども(0~5歳)が主たる対象。
- ② 把握方法 対象年齢の子どもがいる世帯からの抽出によるアンケート調査。

イ 量の見込みの算出方法



※ 「推計児童数」は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」(平成25年3月)等を参照し、各市町村が推計した年齢各歳別データ

(参考例:0歳3号認定) 推計プロセス

■0歳家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)	b:潜在家族類型(割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親	1,159	0.029	34
タイプB フルタイム×フルタイム		0.446	517
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下層時間~120時間の一部)		0.190	220
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下層時間~120時間の一部)		0.000	0

<ニーズ量の算出>

①<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親	34	0.833	28
タイプB フルタイム×フルタイム	517	0.838	433
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下層時間~120時間の一部)	220	0.913	201
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下層時間~120時間の一部)	0	0.000	0

ウ 潜在家庭類型の分類(b)

母親(父親)の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの割合を算出する。

エ 利用意向率(d)

	① 対象年齢	② 対象となる潜在家庭類型(b)		③ 利用意向率(d)
1号認定	3-5	C'	フルタイム×パートタイム(就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	①, ②の対象者について、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」, 「認定こども園」を平日定期的に利用したいと考える人の割合
		D	専業主婦(夫)	
		E'	パートタイム×パートタイム(就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	
		F	無業×無業	
2号認定 (幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)	3-5	A	ひとり親家庭	①, ②の対象者について、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」を平日定期的に利用している人の割合
		B	フルタイム×フルタイム	
		C	フルタイム×パートタイム(就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
		E	パートタイム×パートタイム(就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
2号認定 (認定こども園及び保育所)	3-5	A	ひとり親家庭	①, ②の対象者について、教育・保育施設を平日定期的に利用したい人の割合から、上記「2号認定(教育ニーズ)」の割合を控除した割合
		B	フルタイム×フルタイム	
		C	フルタイム×パートタイム(就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
		E	パートタイム×パートタイム(就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
3号認定	0	A	ひとり親家庭	①, ②の対象者について、保育施設を平日定期的に利用したいと考えている人の割合
		B	フルタイム×フルタイム	
		C	フルタイム×パートタイム(就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
		E	パートタイム×パートタイム(就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
	1, 2	A	ひとり親家庭	①, ②の対象者について、保育施設を平日定期的に利用したいと考えている人の割合
		B	フルタイム×フルタイム	
		C	フルタイム×パートタイム(就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
		E	パートタイム×パートタイム(就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	

※【認定区分】

1号認定:法十九条第一項第一号に該当する子ども(3-5歳, 学校教育のみ)

2号認定:法十九条第一項第二号に該当する子ども(3-5歳, 保育の必要性あり)

3号認定:法十九条第一項第三号に該当する子ども(0-2歳, 保育の必要性あり)

※【下限時間】

各市町村が地域の就労状況を踏まえて、1か月あたり48時間から64時間の範囲内で保育の必要な就労時間の下限を定める。

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦 (夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

※各自治体における保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)を「下限時間」と記載。以下同じ。